

各位

令和3年8月吉日
南甲弁理士クラブ
幹事長 松田 次郎
研修部会長 源田 正宏

南甲弁理士クラブ主催 知的財産実務研修会のご案内

特許判例勉強会（第2回）

コーディネーター： 弁護士・弁理士 千且 和也
判例発表者： 弁理士 木下 智文
日時： 令和3年9月2日（木） PM6：30～8：30
会場： ZOOMでのWEB研修会
※接続方法は申込者の方に、後日メールでご連絡差し上げます。
会費： 無料

拝啓 時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

南甲弁理士クラブは、継続的に特許の判例勉強会を開催しております。本勉強会は、毎回1つ又は2つの判例を取り上げて、その対象判例の技術的バックグラウンドを十分に説明した上で、それに関連する最高裁の判例や学説などを検討したいと思います。

本勉強会は、講義形式ではなく、ゼミ形式で行いたいと思います。毎回、担当者が発表した後、その内容について参加者で議論して理解を深められればと思っております。

第2回目のテーマは、進歩性です。下記の判例を対象判例といたします。対象判例は、進歩性の判断方法について、始めて言及した最高裁判決〔関連判例（1）〕の差戻事件です。また、関連判例（2）は、進歩性の判断方法について初めて一般論を示した知的財産高等裁判所の大合議判決です。これらを元に、進歩性判断の裁判所の枠組みを勉強できればと思っております。

対象判例

知的財産高等裁判所令和2年6月17日判決（令和元年（行ケ）第10118号：審決取消訴訟事件）

関連判例

- （1）最高裁平成元年8月27日第三小法廷判決（平成30年（行ヒ）第69号：審決取消訴訟事件）
- （2）知財高裁平成30年4月13日大合議判決（平成28年（行ケ）第10182号：審決取消訴訟事件）

敬具

【お申込方法】

- WEB フォーム： <https://forms.gle/jh62ovz5V9kQVFM8A>

又は右記の二次元コード

- Eメール： kensyu@nankoh.gr.jp

※本研修は、WEBでの開催のため、継続研修の単位認定はありませんのでご注意ください。

※受講は南甲会員のみに限らせていただきます。



南甲弁理士クラブ主催 第2回特許判例勉強会（9/2）受講申込書

年 月 日

研修部会 源田 正宏 宛 Eメールアドレス (kensyu@nankoh.gr.jp)

ご氏名 登録番号 ご連絡先電話番号

ご連絡先Eメールアドレス

上記の欄に記載して添付ファイルとしてお送り頂いても、上記の内容をメール本文に記載頂いても結構です。

本案内は、受験生登録のお申し込みをされた弁理士試験合格者の方にもお届けしています。以後、南甲弁理士クラブからのご案内がご不要な方は、その旨を info@nankoh.gr.jp までご連絡下さい。